



校友会報

Contents

- 会長ご挨拶
- 校友会設立 10 周年記念事業
プロジェクト委員長からのメッセージ
- 総会開催報告
校友会会則の改正について
平成 22 年度予算について
- ホームカミングデー開催報告



関西福祉大学
Kansai University of Social Welfare



関西福祉大学校友会長
安井 秀作

十月一日付けで、岸井学長の後を受けて、学長を拝命いたしました。校友会は、本年、設立十周年を迎えられるとお聞きしております。本会は、今や、正会員（卒業生）約二、七〇〇人、準会員（在学生）約一、三〇〇人、これに、特別会員（現旧専任教職員）を加えると、四、〇〇〇人を超える組織へと育ってきました。

設立当初の「校友会会則」の附則においては、「本会設立時から当分の間の会長は、学長とする」との規定によって、これまで、学長が会長を務めてきましたが、設立十周年を迎えるにあたり、会則が改正され、「会長は、正会員理事の中から選出する」となりました。

この改正は、「会員相互の親睦・扶助を図り、教養の向上に努めるとともに、母校の発展を援助し、社会に寄与する」という校友会の本来の趣旨・目的に添うようにするためのものです。従って、今後は、正会員が中心となって、校友会を運営してい

ただくこととなります。

当面の校友会事業において重要なものは、来年の二月二十六日に開催を予定されている10周年記念行事を成功させることにあると思います。お聞きしますと、そのためのプロジェクトが設置され、着々と準備が進められている様子ですので、安心しております。そして、10周年記念行事には、校友会の皆様方が多数ご参加いただき、交流を深めていただければ幸いです。

いずこの大学も、苦しい時期を迎えていますが、本学は、そのような中であつても、*「きらり」*と光る存在となるべく、努力を重ねていきたいと考えています。

校友会におかれましても、さらなる努力を重ね、基盤をより強化するようにご努力をいただくとともに、本学の発展のため、今後とも、継続的な支援をいただくよう、切にお願いするものです。

校友会設立10周年記念事業 プロジェクト委員長からのメッセージ



藤田正樹
(副会長・第1期生)

来る平成二十三年二月二十六日（土）にホテル日航姫路において開催される校友会設立10周年記念パーティー等の記念行事に向けて、できるだけ多くの卒業生に参加していただけるよう、藤田副会長をリーダーとして卒業生によるプロジェクト会議を開催し、プログラムの企画や実施方法などを検討してきました。



姫路市内でのプロジェクト会議の様子

みなさんこんにちは。一期生の藤田です。いかがお過ごしでしょうか。全国各地でご活躍されている皆様方のお話を大学や友人から耳にし、嬉しさとともに身の引き締まる思いで毎日を送っています。

今回は、「校友会設立10周年記念パーティー（通称飲み会（笑）」のお知らせです。

一期生が卒業した平成十三年に校友会が発足し、十年が経とうとしています。この十年の間に色々なことがあつたと思います。全国各地でご活躍される卒業生の方々と久しぶりに再会し、思い出話に花を咲かせませんか？ 久しぶりの再会で大いに盛り上がるため、「校友会設立10周年記念パーティー」を企画いたしました。今回一期生から十期生まで十数名の有志が集まってプロジェクトチームを発足、楽しいイベントになるよう準備しているところです。当日は懐かしい恩師にもご参加いただけるようお願いしています。ぜひたくさんの方にお集まりいただき、思いっきり盛り上がりたいたいと考えておりますので、二月二十六日（土）は「姫路でParty！」とスケジュールに書き込んでおいてください。

「卒業してから大学にはめっきりご無沙汰やわあ・・・」なあって方、このイベントを通して久しぶりに大学を思い返してみてもいかがでしょうか？

「平成22年度校友会総会開催報告」

平成22年10月31日(日)に開催された平成22年度校友会総会において、校友会会則の改正及び平成21年度決算・平成22年度事業計画・予算が決定しました。平成22年度予算につきましては、前回の会報において役員会で決定した予算案を報告させていただきましたが、新たに校友会設立10周年記念事業特別会計の新設等がありましたので、あらためて会員の皆様にご報告させていただきます。

一、校友会会則の改正について

今回の改正における主な改正点は、発足以来、会長を務めてきた学長が名誉会長となり、卒業生の中から校友会会長を選出するようになったことです。それに伴い役員等の任期などが見直しが行われました。

【主な改正点及び新旧対照表】

役員（第七条関係）

会長職については、附則三において「本会設立時から当分の間の会長は、第八条の規定にかかわらず関西福祉大学の学長とする。」となっているが、これを廃して会長職に卒業生が就任する。また、校友会を発展させるため、新たに名誉会長の役職を設ける。

新		旧	
(役員)			
第七条 本会に次の役員を置く。			
一 本部役員			
(一) 名誉会長 一名	(一) 会長 一名	(二) 副会長 二名	(二) 副会長 二名
(三) 副会長 二名	(三) 副会長 二名	(四) 理事 十五名以内	(四) 理事 十五名以内
(五) 幹事 各卒業年次毎に六名以内及び教職員六名	(五) 幹事 各卒業年次毎に六名以内及び会長の指名したものの六名	(六) 顧問 若干名	(六) 顧問 若干名
(七) 会計監事 二名	(七) 会計監事 二名	二 支部役員	
(一) 支部長 各支部一名	(一) 支部長 各支部一名		

・ 役員（第八条関係）
会長は正会員理事からの選出とする。これに伴い、今まで会長であった学長が名誉会長に就くこととする。副会長の選出については、卒業生の副会長は会長と同様、理事の中から選出し、教職員の副会長については名誉会長の指名とする。また、他の役員についても現状にあわせて規定の修正を行う。

新		旧	
(役員)の選出			
第八条 役員は次のとおりとする。			
(一) 名誉会長は学長とする。	(一) 会長は理事の互選による。	(二) 副会長は正会員理事の中から選出する。	(二) 副会長は、理事の中から会長が委嘱する。
(三) 副会長は、正会員理事の中から選出する。	(三) 副会長は、理事の中から会長が委嘱する。	(四) 理事は正会員幹事の中から選出された者および名誉会長の指名した教職員とする。	(四) 理事は幹事の中から選出された者とする。
(五) 幹事は各卒業年次毎に正会員中より互選された者及び名誉会長の指名した教職員とする。	(五) 幹事は各卒業年次毎に会員中より互選された者及び会長の指名した者とする。	(六) 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。	(六) 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
(七) 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。	(七) 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。	(八) 会計監事は理事会において理事、幹事及び支部長以外の正会員から一名選出し、もう一名は名誉会長の指名した教職員とする。	(八) 会計監事は理事会において理事、幹事及び支部長以外の者から選出する。
(九) 支部長は、各支部員の中から互選する。	(九) 支部長は、各支部員の中から互選する。		

新		旧	
(役員)の任務			
第九条 役員は次のとおりとする。			
(役員)の任務			
第九条 役員は次のとおりとする。			

新		旧	
(役員)の任期			
第十条 役員は二年とし、再任を妨げない。ただし会長、副会長については二期を限度とする。			
(一) 名誉会長 名誉会長はこの会の目的を達成するために会長及び理事会に助言を行う。	(一) 会長 会長はこの会を代表して会務を総括し、総会、理事会、幹事会及び支部長会議を召集する。	(二) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長について支障あるときは、その職務を代行する。	(二) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長について支障あるときは、その職務を代行する。
(三) 理事 理事は理事会を組織し、第十三条第六項に定める事項を行う。	(三) 理事 理事は理事会を組織し、第十三条第六項に定める事項を行う。	(四) 幹事 幹事は幹事会を組織し、第十四条第四項に定める事項を行う。	(四) 幹事 幹事は幹事会を組織し、第十四条第四項に定める事項を行う。
(五) 顧問 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。	(五) 顧問 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。	(六) 会計監事 会計監事は本会の会計及び収支決算を監査する。	(六) 会計監事 会計監事は本会の会計及び収支決算を監査する。

・ 役員（第十条関係）
役員は二年とする。また、会長、副会長職の任期については、多選による組織の硬直化を防ぐため、二期を限度とする。

新		旧	
(役員)の任期			
第十条 役員は三年とし、再任を妨げない。			
(一) 名誉会長 名誉会長はこの会の目的を達成するために会長及び理事会に助言を行う。	(一) 会長 会長はこの会を代表して会務を総括し、総会、理事会、幹事会及び支部長会議を召集する。	(二) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長について支障あるときは、その職務を代行する。	(二) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長について支障あるときは、その職務を代行する。
(三) 理事 理事は理事会を組織し、第十三条第六項に定める事項を行う。	(三) 理事 理事は理事会を組織し、第十三条第六項に定める事項を行う。	(四) 幹事 幹事は幹事会を組織し、第十四条第四項に定める事項を行う。	(四) 幹事 幹事は幹事会を組織し、第十四条第四項に定める事項を行う。
(五) 顧問 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。	(五) 顧問 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。	(六) 会計監事 会計監事は本会の会計及び収支決算を監査する。	(六) 会計監事 会計監事は本会の会計及び収支決算を監査する。

・ 事務局（第十六条関係）
校友会事務局職員は大学事務局職員があたっている現状を明文化する。また、事務局運営は大学事務局との連携が必要のため、規程変更に関して協議の必要性を加える。

新		旧	
(事務局)			
第十六条 本会本部に事務局を置く。			
一 事務局に、事務職員を置く。	一 事務局に、事務職員を置くことができる。	二 事務局に、事務職員を置くことができる。	二 事務局に、事務職員を置くことができる。
三 事務局運営に關する規程は、大学事務局と協議の上、会長が別に定める。	三 事務局運営の細則は、会長が別に定める。		

・ 改正日（附則）
卒業生への会長交代により附則三、四を廃止し、この規程の改定日を定める。

新		旧	
附則			
一 この会則は、総会の議決を経なければ改廃することができない。			
二 この会則は平成二十三年四月一日より施行する。	二 この会則は平成二十三年四月一日より施行する。	三 この会則は平成二十三年四月一日より施行する。	三 この会則は平成二十三年四月一日より施行する。
四 本会設立時から当分の間の会長は、第八条の規定にかかわらず関西福祉大学の学長とする。	四 本会設立時から当分の間の会長は、第八条の規定にかかわらず関西福祉大学の学長とする。	五 本会設立時から当分の間の幹事及び理事は、第八条の規定にかかわらず関西福祉大学の会長が指名した者とする。	五 本会設立時から当分の間の幹事及び理事は、第八条の規定にかかわらず関西福祉大学の会長が指名した者とする。
六 この改正後の会則は平成十五年七月二十八日から適用する。	六 この改正後の会則は平成十五年七月二十八日から適用する。	七 この改正後の会則は平成十六年十月二十四日から適用する。	七 この改正後の会則は平成十六年十月二十四日から適用する。
八 この改正後の会則は平成二十年十月二十六日から適用する。	八 この改正後の会則は平成二十年十月二十六日から適用する。	九 この附則の三及び四を廃止し、改定後の会則は平成二十三年十月三十一日から適用する。	九 この附則の三及び四を廃止し、改定後の会則は平成二十三年十月三十一日から適用する。

※会則改正後の全文については、来年度の校友会報に掲載予定です。

第7回 ホームカミングデー開催

汐風祭に併せて開催しているホームカミングデーも、今年で7回目を迎えました。

恒例となった写真撮影、関福まんじゅう・喫茶タイムのドリンク券・模擬店金券の配布などを行い、訪れた卒業生の方々に母校でのひとときを楽しんでもいただきました。

10月30日・31日の2日間で200名以上の卒業生が訪れ、校友会館内に設置したメッセージボードには、記念撮影したポラロイドに写った卒業生のたくさんの笑顔が貼付されていきました。

その写真を見ながら、再会した友人たちと思い出話や近況を語り合う姿が見られ、違う仕事をしていても、また離れていかなかか会えなくても、同窓生の繋がりがお互いの支えや励みになっていることが感じられました。

また、ホームカミングデーの受付は昨年に引き続き、在学生に担当していただきました。来学した卒業生と久々に再会して会話が弾むなど、在学生が先輩を出迎える受付スタイルが好評でした。

恩師との相談会開催

ホームカミングデーと同日、卒業生を対象に「恩師との自由面談会」と予約制の「個別相談会」を開催いたしました。自由面談会では先生方と近況や大学時代の思い出話を花を咲かせ、予約制の個別相談会では、仕事や資格などの相談をおこなっていました。

校友会報 特別号

- 発行日 平成22年12月24日
- 発行所 関西福祉大学 校友会

〒678-0255 兵庫県赤穂市新田380-3
TEL 0791-46-2525 (大学代表)
TEL 0791-46-2847 (校友会事務局)
FAX 0791-46-2615
koyukai@kusw.ac.jp

大学HP：
<http://www.kusw.ac.jp/>
校友会HP：
<http://www.kusw.ac.jp/kouyukai/index/index.html>

平成22年度 関西福祉大学校友会収支予算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)
(単位：円)

収入の部

科目	本年度予算	前年度予算	増減	備考
1 会費収入	37,800,000	40,720,000	△2,920,000	・在学生 1,219名 社会福祉学部 (1年 189名、2年 168名、3年 238名、4年 263名) 看護学部 (1年 90名、2年 105名、3年 80名、4年 86名) 1,219名 × 30,000円 = 36,570,000円 ・編入生 7名 社会福祉学部 (3年 1名) 看護学部 (3年 1名、4年 5名) 7名 × 60,000円 = 420,000円 ・専任教職員 81名 81名 × 10,000円 = 810,000円
2 前年度繰越金	134,055,704	110,385,043	23,670,661	
3 雑収入	0	0	0	
(1) 受取利息	(0)	(0)	(0)	中国銀行 赤穂支店 普通・定期預金
合計	171,855,704	151,105,043	20,750,661	

支出の部

科目	本年度予算	前年度予算	増減	備考
1 事務費	8,380,000	7,750,000	630,000	
(1) 人件費	(4,100,000)	(4,000,000)	(100,000)	事務局契約事務職員人件費
(2) 消耗品費	(300,000)	(300,000)	(0)	事務用品等
(3) 旅費交通費	(500,000)	(700,000)	(△200,000)	理事会・幹事会等出張費他
(4) 印刷製本費	(400,000)	(400,000)	(0)	校友会資料、封筒等
(5) 諸会費	(50,000)	(50,000)	(0)	セミナー受講料
(6) 報酬手数料	(100,000)	(100,000)	(0)	ホームカミングデー等アルバイト代
(7) 新聞雑誌費	(50,000)	(50,000)	(0)	書籍
(8) 通信費	(1,700,000)	(1,000,000)	(700,000)	校友会資料、会報、名簿、アンケート等発送
(9) 会議費	(300,000)	(300,000)	(0)	理事会・幹事会等会議費
(10) 渉外費	(100,000)	(100,000)	(0)	他大学等調査経費・粗品・謝礼
(11) 備品費	(500,000)	(500,000)	(0)	備品購入等
(12) 慶弔費	(80,000)	(50,000)	(30,000)	校友会員見舞金、結婚式祝電サービス
(13) 雑費	(200,000)	(200,000)	(0)	振込手数料
2 事業費	10,644,000	13,155,000	△2,511,000	
(1) 名簿作成費	(300,000)	(200,000)	(100,000)	名簿作成
(2) 会報作成費	(1,000,000)	(900,000)	(100,000)	会報 (年2回) 作成
(3) 振興費	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)	国家試験受験対策セミナー、恩師との相談会、学章・校友会章、会員の動向調査等
(4) 助成費	(2,470,000)	(3,501,000)	(△1,031,000)	ホームカミングデー、個別校友会、海外研修プログラム、大学祭、課外活動等
(5) 支部活動援助費	(304,000)	(304,000)	(0)	支部運営助成、支部設置準備
(6) 奨学費	(2,950,000)	(2,950,000)	(0)	緊急奨学金
(7) システム管理費	(620,000)	(5,300,000)	(△4,680,000)	SNSビキタ、ホームページ
3 予備費	30,000,000	30,000,000	0	
4 校友会設立10周年積立金	0	5,000,000	△5,000,000	
5 次年度繰越金	122,831,704	95,200,043	27,631,661	
合計	171,855,704	151,105,043	20,750,661	

校友会設立10周年記念事業 特別会計

(単位：円)

収入の部

科目	予算	備考
1 雑入金	10,000,000	校友会設立10周年記念積立金
合計	10,000,000	

支出の部

科目	予算	備考
1 事務費	2,050,000	
(1) 消耗品費	(100,000)	事務用品等
(2) 旅費交通費	(300,000)	プロジェクト旅費他
(3) 印刷製本費	(550,000)	案内状、アンケート等作成
(4) 通信費	(800,000)	案内状、アンケート等発送
(5) 会議費	(200,000)	プロジェクト会議費等
(6) 雑費	(100,000)	振込手数料他
2 事業費	7,950,000	
(1) 事業費	(7,950,000)	会場費、記念パーティーその他
合計	10,000,000	

二、平成22年度予算について
前回の校友会報でお知らせした平成22年度予算(案)が平成22年度総会において、修正可決されました。修正の主な内容は、校友会設立10周年記念事業を実施するための特別会計の設置と、それに伴う校友会設立10周年記念積立金および本会計の減額です。